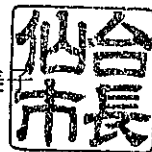




H27 危減第 1664 号
平成 27 年 10 月 15 日

大学関係者 各位

仙台市長 奥山 恵美



平成 27 年度津波避難訓練の実施について（ご案内）

紅葉の候 皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の防災・危機管理行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、今年度の津波避難訓練に際しましては、「緊急速報メール」の配信をはじめとする複数の広報手段を用いた訓練を行いますので、何卒、ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。

記

1 実施日時

平成 27 年 11 月 1 日（日）午前 8 時 30 分から 9 時 15 分まで

2 実施場所

宮城野区・若林区・太白区の東部地域

3 実施方法

(1) 津波情報伝達システムによる広報訓練・・・午前 8 時 33 分から 8 時 48 分

※ 屋外拡声装置からの音声アナウンス及びサイレンによる広報

(2) 消防車両等・防災機関ヘリコプターによる広報訓練

※ 消防車両等からの音声及び警鐘による広報・・・午前 8 時 33 分から 8 時 55 分

※ 防災機関ヘリコプターからの音声アナウンス及びサイレンによる広報・・・午前 8 時 40 分から 9 時 00 分

(3) 緊急速報メール、杜の都防災メール及び在仙各放送局等による津波情報伝達訓練

※ ドコモ、KDDI、ソフトバンクによる訓練緊急速報メールの送信・・・午前 8 時 33 分

（仙台市内全域を対象としているため、本市境界付近にお住まいの方等に配信される可能性があります。）

※ 杜の都防災メールによる訓練メールの送信（登録者のみ）・・・午前 8 時 33 分

※ 各コミュニティ FM 局などからの防災関係等の放送・・・午前 8 時 33 分から 9 時 00 分

4 その他

具体的な広報内容等につきましては、別添資料のとおりですので、ご確認願います。その他、ご不明な点等がございましたら、お手数ではございますが、下記担当あてお問い合わせ願います。

担当：危機管理室減災推進課応急対策係
電話：022-214-3049

1 津波情報伝達システムによる広報内容

- (1) 平成 27 年 11 月 1 日（日）の訓練時広報文（午前 8 時 33 分から 8 時 48 分）

上りチャイム「こちらは仙台市です。ただ今から津波広報訓練を行います。繰り返します。
ただ今から津波広報訓練を行います。」

【サイレン 6 回】

「訓練、訓練。緊急、緊急。大津波警報発表。訓練、訓練。宮城県に巨大な津波のおそれ。
避難を指示する。訓練、訓練。直ちに仙台東部道路より内陸側、又は指定された避難場所
や避難ビルなどに避難すること。繰り返す。」

訓練、訓練。緊急、緊急。大津波警報発表。訓練、訓練。宮城県に巨大な津波のおそれ。
避難を指示する。訓練、訓練。直ちに仙台東部道路より内陸側、又は指定された避難場所
や避難ビルなどに避難すること。こちらは仙台市です。」

「ただ今、津波広報訓練を実施しています。以上、訓練のための放送を行いました。」**下り**

チャイム

※ ①午前 8 時 33 分、②午前 8 時 38 分、③午前 8 時 43 分の 3 回とし、午前 8 時 48 分に
終了とする。

- (2) 事前広報（10 月 30 日（金）の午後 0 時 00 分、31 日（土）の午後 0 時 00 分と午後 3 時 00 分）

上りチャイム「こちらは仙台市です。市民の皆様にお知らせします。11 月 1 日に津波広報
訓練を予定しています。当日は、午前 8 時 33 分より 9 時までの間、ヘリコプター、消防車、
屋外拡声装置等を使用して、津波広報訓練を実施いたします。以上、訓練のための放送を
行いました。」**下りチャイム**

- (3) 事前広報（11 月 1 日（日）の午前 8 時 15 分）

上りチャイム「こちらは仙台市です。市民の皆様にお知らせします。本日 11 月 1 日、津波
広報訓練を実施いたします。午前 8 時 33 分より 9 時までの間、ヘリコプター、消防車、屋
外拡声装置等を使用して、津波広報訓練を実施いたします。以上、訓練のための放送を行
いました。」**下りチャイム**

2 緊急速報メールによる広報内容

11 月 1 日（日）の訓練時広報文（午前 8 時 33 分）

【件名】

このメールは訓練です 「大津波警報発表」

【本文】

Drill(訓練)

こちらは仙台市です。津波避難訓練に伴い、メールを配信しました。災害ではありません。
ご安心ください。

宮城県に「大津波警報」が発表されました。避難を指示します。

仙台東部道路より内陸側の安全な所、又は指定された避難場所などに直ちに避難してくださ
い。津波は繰り返し来ますので、テレビ等の情報に注意してください。

この情報は仙台市全域に配信しています。

これは訓練です。

(194 文字)

3 杜の都防災メールによる広報内容

(1) 平成 27 年 11 月 1 日 (日) の訓練時広報文 (午前 8 時 33 分)

※自動送付 ◎お知らせ

2015 年 11 月 01 日 08 時 33 分、お知らせが発表されました。

※件名 【津波避難訓練の実施について】

※本文 ○このメールは訓練のためのメールです。ただいま、仙台市では津波避難訓練を実施しており、杜の都防災メールの登録者の皆様へ「訓練メール」を送信しました。

※自動送付 このメールはすべての登録者に通知しています。

(2) 平成 27 年 10 月 30 日(金)の事前通知

※自動送付 ◎お知らせ

2015 年 10 月 30 日(金)15 時 00 分、お知らせが発表されました。

※件名 【津波避難訓練の実施についてのご案内】

※本文 ○仙台市では 11 月 1 日に津波避難訓練を実施する予定です。これに伴い 11 月 1 日の午前 8 時 33 分頃に、津波避難訓練に伴う「訓練メール」を送信しますので、あらかじめご了承ください。

※自動送付 このメールはすべての登録者に通知しています。

4 仙台市危機管理室ツイッターによる広報内容

※事前周知 仙台市では 11 月 1 日に津波避難訓練を実施する予定です。これに伴い 11 月 1 日の午前 8 時 33 分頃に、津波避難訓練に伴う「緊急速報メール」を送信しますので、あらかじめご承知おきください。

※当日 本日の津波避難訓練は、予定通り実施します。午前 8 時 33 分頃に、津波避難訓練に伴う「緊急速報メール」を送信しますので、あらかじめご承知おきください。

5 消防車両及び区広報車、ヘリコプターによる広報内容

平成 27 年 11 月 1 日(日)の訓練時広報文 (消防車両…午前 8 時 33 分から 8 時 55 分まで、区広報車…午前 8 時 33 分から午前 8 時 45 分まで)

<消防車両及び区広報車広報文>

各避難広報要領に基づき広報を実施する。(冒頭及び最後に「訓練、訓練。」を必ず挿入すること。)

平成 27 年 11 月 1 日(日)の訓練時広報文 (午前 8 時 33 分から 9 時 00 分)

<ヘリコプター広報文>

「訓練、訓練。こちらは〇〇〇です。ただ今、津波避難訓練を実施しています。訓練、訓練。緊急、緊急。大津波警報発表。巨大な津波のおそれ。避難を指示する。訓練、訓練。緊急、緊急。大津波警報発表。巨大な津波のおそれ。避難を指示する。訓練、訓練。こちらは〇〇〇です。」

※10 月 31 日又は 11 月 1 日当日、宮城野・若林・太白の各消防署の消防車両による事前広報を行う。

緊急速報メールについて

国・地方公共団体が災害情報又は避難情報を、特定エリアにある携帯電話やスマートフォンに対して一斉に送信するものです。回線混雑等の影響を受けることなく、タイムラグもなく、情報を迅速に伝達することができます。

ただし、一部の機種では受信の対応がなされていないほか、受信が可能な機種であっても、使用状況や設定状況もしくは基地局外などの理由により緊急速報メールが受信できない場合があります。

また、緊急地震速報は受信できても、緊急速報メールが受信できない機種があります。詳しくは、各通信事業者あてにご確認ください。

なお、緊急速報メールの受信には、事前登録の必要はありません。通信料や情報料も含めて一切無料です。

仙台市では、平成 24 年 8 月 1 日から NTT ドコモ、平成 24 年 9 月 21 日から KDDI (au)、及びソフトバンクによるサービスの利用を開始しています。

平成 27 年 9 月 10 日の大雨の際、上記の 3 キャリアにより仙台市からの避難勧告等の情報を、送信した実績があります。

緊急速報メール概要

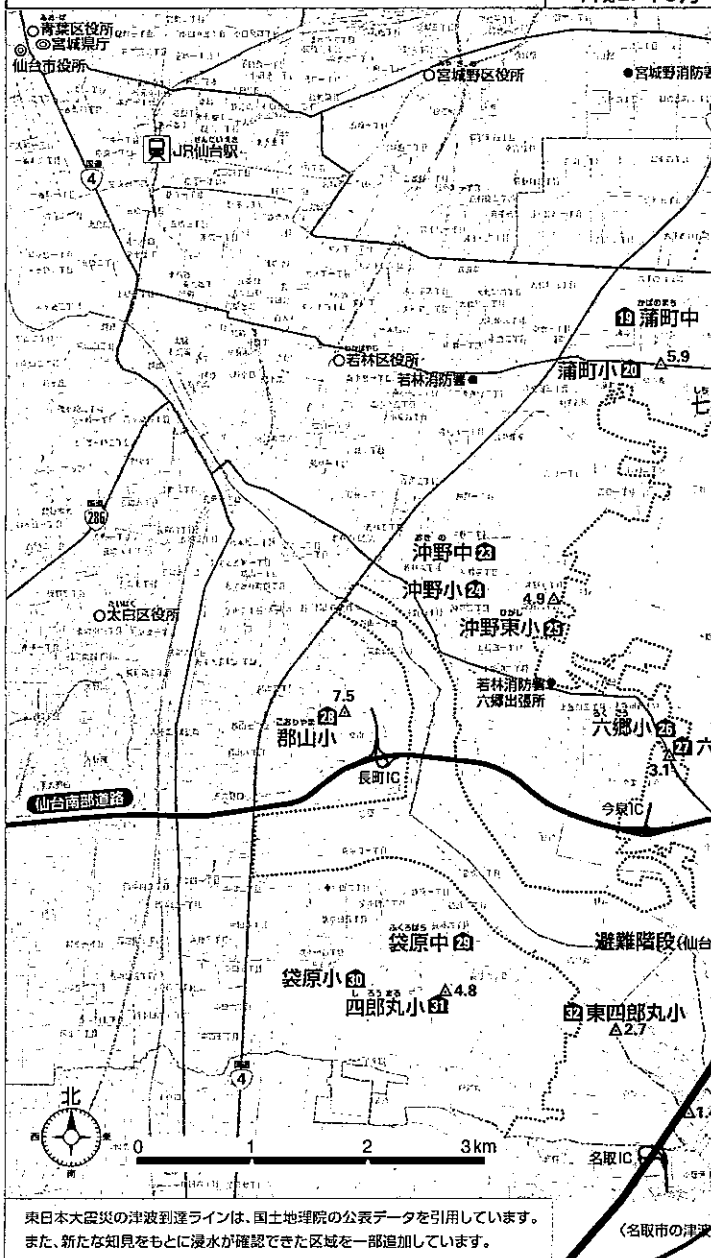


※緊急速報メールは、送信できる文字数に制限があります。(最大 200 文字まで)

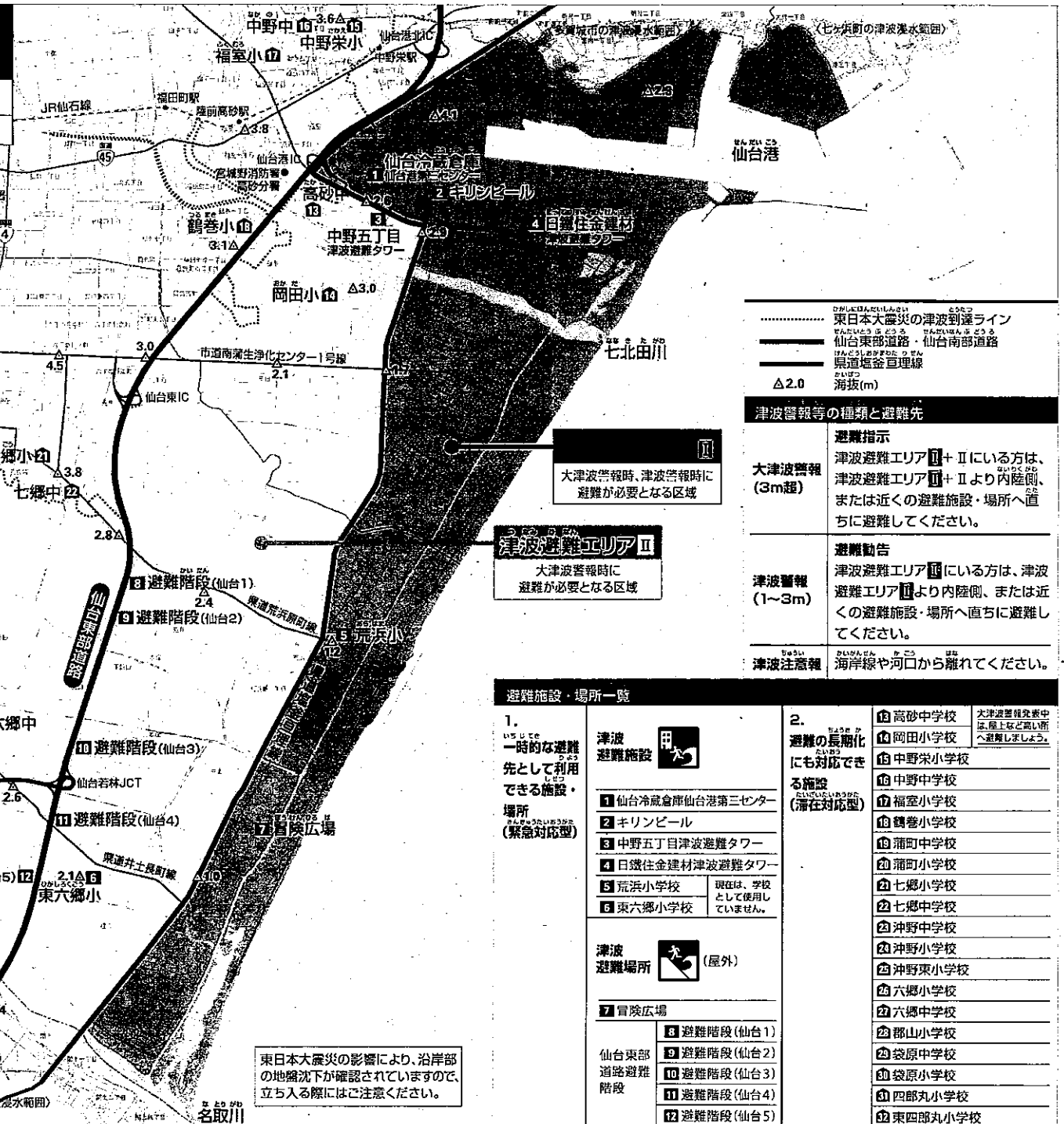
※緊急速報メールは、URL や電話番号を記載しての配信が出来ない仕様となっております。(全国共通ルールです。)

津波避難エリアと避難場所マップ

津波避難エリアをご確認ください。このエリアに立ち入る際には、ラジオや携帯電話を忘れずにお持ちください！ 平成27年3月



東日本大震災の津波到達ラインは、国土地理院の公表データを引用しています。また、新たな知見をもとに浸水が確認できた区域を一部追加しています。



津波警報等の種類と避難先	
大津波警報 (3m超)	避難指示 津波避難エリアⅠ・Ⅱにいる方は、津波避難エリアⅠ・Ⅱより内陸側、または近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。
津波警報 (1~3m)	避難勧告 津波避難エリアⅠにいる方は、津波避難エリアⅠより内陸側、または近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。
津波注意報	津波注意報 海岸線や河口から離れてください。

避難施設・場所一覧	
1. 一時的な避難先として利用できる施設・場所 (緊急対応型)	2. 避難の長期化にも対応できる施設 (滞在対応型)
津波避難施設	津波避難場所 (屋外)
1 仙台冷蔵倉庫仙台港第三センター	7 冒険広場
2 キリンビール	8 避難階段 (仙台1)
3 中野五丁目津波避難タワー	9 避難階段 (仙台2)
4 日鐵住金建材津波避難タワー	10 避難階段 (仙台3)
5 荒浜小学校 (現在は、学校として使用していません。)	11 避難階段 (仙台4)
6 東六郷小学校	12 避難階段 (仙台5)
仙台東部道路避難階段	

東日本大震災の影響により、沿岸部の地盤沈下が確認されていますので、立ち入る際にはご注意ください。

津波からの避難の手引き

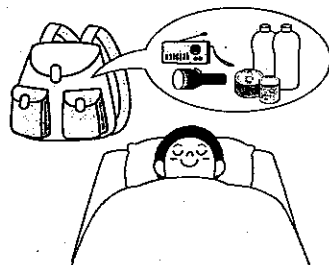
●この手引きは、東日本大震災により津波被害を受けた後の、現時点での地形等において、津波の危険がある区域と避難場所、速やかな避難のために必要な事項をまとめてあります。

●あなたやご家族が、普段過ごしている場所を確認し、大きな揺れや長い揺れを感じたり、津波情報を得た場合は、直ちに避難ができるように備えてください。

暫定版 第3版 平成27年3月 仙台市
平成23年10月発行の第1版、平成25年4月発行の第2版をお持ちの方は、避難場所の内容が異なりますので、破棄してください。(紙ヘリサイクルできますので、破棄時と分別してください)

① 日頃から備えましょう

- 非常用持ち出し品として、懐中電灯、携帯ラジオ、非常食、水などを常備し、ひとつにまとめて持ち出せるようにしておきましょう。
- 寝室や出入口付近の家具を固定するなど、外に通じるルートを確保しておきましょう。

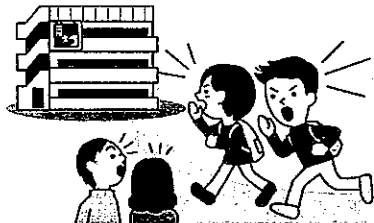


② 津波から避難する場所を決め、現地を確認しておきましょう

- とっさに行動できるよう、日頃から避難する場所を決めておき、避難ルートや昇り口などを事前に確認しておきましょう。
- 自宅以外でも、学校、勤務先などからの避難場所も確認しておきましょう。
- 避難訓練などの防災訓練に毎年参加しましょう。

③ 大きな揺れや長い揺れを感じたら、すぐ避難しましょう

- 津波情報を待たずに避難しましょう。
- 津波避難エリアより内陸側、または近くの避難場所へ、直ちに避難しましょう。
- 想定にとらわれず、可能な限り、より早く、より高く、より遠くへ避難しましょう。



- 海や河川には近づかないでください。
- 原則、徒歩で避難しましょう。
(車を使うと、事故や渋滞に巻き込まれる危険性があります。)
- 「津波が来るぞー!」「逃げるぞー!」などと大声で呼びかけながら、率先して避難しましょう。

◆この手引きは、東北大学災害科学国際研究所の指導の下に作成しています。

危機管理室	防災都市推進課	☎ 022-214-3047
危機管理室	減災推進課	☎ 022-214-3049
宮城野区役所	区民生活課	☎ 022-291-2111(代)
若林区役所	区民生活課	☎ 022-282-1111(代)
太白区役所	区民生活課	☎ 022-247-1111(代)

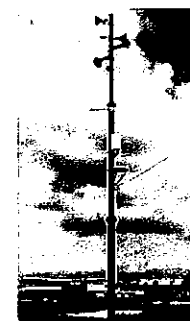
④ 積極的に情報を収集しましょう

津波情報伝達システム(屋外拡声装置)や広報車などの情報のほか、テレビやラジオなどから積極的に情報を収集しましょう。



●津波情報伝達システム(屋外拡声装置)

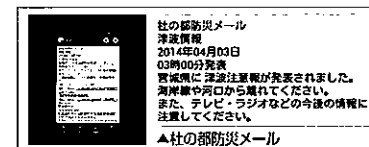
津波避難エリア等に設置した屋外拡声装置や戸別受信装置から、迅速にサイレンや音声で、津波情報や避難情報などを一斉に伝達します。



▲屋外拡声装置

●社の都防災メール

携帯電話等に津波情報を配信します。
事前登録が必要です。[詳しくはこちら→]



●緊急速報メール

各携帯電話会社を通じ、津波警報や大津波警報発表時に、避難情報が配信されます。

●仙台市危機管理室ツイッター

「仙台市危機管理室」または「@sendai_kiki」を検索・登録すると、各種防災情報を閲覧できます。
[詳しくはこちら→]



※詳細や登録方法などは市ホームページ(防災・緊急情報)をご覧ください。
(<http://www.city.sendai.jp/bosai/index.html>)

⑤ 津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないでください

- 津波警報等が解除されるまで、気を緩めずに、安全な場所から離れないようにしましょう。
- 津波が発生した場合は、繰り返し到達し、第1波より第2波以降が大きい可能性もあります。



遠地津波(チリなど、遠地での地震による津波)の場合も、同様に情報収集を行い、避難してください。